

令和3年度第2回静岡県救急・災害医療対策協議会
(書面開催)

○ 協議事項

第8次静岡県保健医療計画の中間見直しについて

○ 配布資料

委員名簿

静岡県救急・災害医療対策協議会規約

資料1 修正箇所一覧

資料2 保健医療計画中間見直し素案(災害時における医療)

静岡県救急・災害医療対策協議会委員名簿

(順不同)

区分	氏 名	役 職 名	摘 要
1	とくなが こうじ 徳永 宏司	一般社団法人静岡県医師会 副会長	
2	かよう なおみ 加陽 直実	一般社団法人静岡県医師会 理事	
3	みやした ただし 宮下 正	一般社団法人静岡県医師会 理事	
4	せりざわ よしひろ 芹澤 祥宏	一般社団法人静岡県歯科医師会 理事	
5	すずき こういちろう 鈴木 孝一郎	公益社団法人静岡県薬剤師会 常務理事	
6	おぎの かずのり 荻野 和功	公益社団法人静岡県病院協会 副会長	
7	かしわぎ ひでゆき 柏木 秀幸	公益社団法人静岡県病院協会 理事	
8	おかもと よしちか 岡本 好史	公益社団法人静岡県病院協会 参与	
9	わたなべ まさこ 渡邊 昌子	公益社団法人静岡県看護協会 専務理事	
10	こなが い よしふみ 小長井 善文	静岡県消防長会 会長	
11	すずき ひろし 鈴木 宙志	静岡県市長会町村会 事務局長	
12	すずき とおる 鈴木 亨	日本赤十字社静岡県支部 事務局長	
13	よしの あつと 吉野 篤人	国立大学法人浜松医科大学 救急災害医学講座教授	
14	やながわ よういち 柳川 洋一	順天堂大学医学部附属静岡病院 救急診療科教授	
15	はやかわ たつや 早川 達也	総合病院聖隷三方原病院 高度救命救急センター長	
16	よしだ ひろし 吉田 裕	静岡県立総合病院 救急診療部長兼医学科主任医長	
17	きむら まきよし 木村 雅芳	静岡県保健所長会会長 (静岡県西部保健所長)	
18	やぎ としひろ 八木 敏裕	静岡県健康福祉部部長代理 兼デジタル推進官	
19	かとう こういち 加藤 晃一	静岡県危機管理部危機管理監代理 兼部長代理兼デジタル推進官	

※任期は2020年6月1日から2022年5月31日まで

静岡県救急・災害医療対策協議会規約

(目的)

第1 この協議会は、救急医療体制及び災害医療体制の整備運営並びにこれらに関連する各種の基本的事項に関し、関係機関が協議して業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(所掌業務)

第2 この協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 救急医療体制及び災害医療体制の整備運営に関すること。
- (2) 情報の収集管理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(組織)

第3 協議会は、次の機関をもって構成し、委員若干名で組織する。委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 県、市長会および町村会
- (2) 静岡県医師会
- (3) 静岡県歯科医師会
- (4) 静岡県薬剤師会
- (5) 静岡県病院協会
- (6) 静岡県看護協会
- (7) 静岡県消防長会
- (8) その他県が必要と認める機関

2 委員は上記のうちから必要と認める者を県健康福祉部長が委嘱する。

3 会長は委員の互選とし、副会長は会長の指名とする。

(会議)

第4 協議会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

2 会長は会務を総理する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 委員は、代理人を協議会に出席させることができる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門委員)

第5 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係機関のうちから必要と認める者を会長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

4 専門委員会は、会長が指名する委員と専門委員をもって構成する。

5 専門委員会に専門委員長を置き、会長が指名する。

6 専門委員長は専門委員会の事務を総理する。専門委員長に事故あるときは、専門委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、県健康福祉部医療局地域医療課に置く。

(その他)

第7 協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この改正は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年7月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年8月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年7月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。